ご存じですか? 候補者男女均等法ができました。

政治分野の男女格差の是正を目的とした「政治分野 における男女共同参画推進法 (候補者男女均等法) が平成30年5月に公布・施行されました。

この法は、国会や地方議会の選挙で男女の候補者数 ができる限り均等となることを目指しており、政党に 女性候補者を増やすよう努力を求めるものです。

多様な意見が 女性議員が少ないと… 反映されにくい

女性議員が増えると…



男性ばかりの日本の議会

日本の女性議員の少なさは諸外国と比べても際立っ ており、衆議院で10%、参議院で20%しかおらず、 地方議会でも都道府県議会と町村議会が約10%、市 議会が14%という状況です。

人々の困りごとや要望に耳を傾け、法律や政策に反 映させるのが議員の役割です。しかし、男性ばかりの 議会では、女性や子どもに関わる問題が見過ごされた り後回しにされたりしがちです。

(出典) 内閣府 「女性の政策・方針決定参画状況調べ」 (平成29年12月)

どうして少ない?女性議員

「政治は男性がするもの」という考え方や、家事・ 育児などの負担が女性に偏りがちなこと、女性議員が 出産のために休むことへの批判の声などが、女性の立 候補を阻む要因になっていると言われています。

私たち有権者にできることは?

候補者男女均等法は、候補者数を男女均等にするよ うに政党に努力を求めるだけで、強制力はありません。 私たち有権者が各政党の態度をしっかりと確認し、声 を上げていくことが重要です。



※祝日、年末年始は休みです。

東郷町役場 ※担当課は4月からの名称で記載しています。

人権相談 原則第 1 水曜 13:00 ~ 15:00 いじめ、差別など人権全般に関する相談

………… 地域協働課 ☎ 0561-56-0727

女性悩みごと相談 第2・第4木曜10:00~15:30 配偶者からの暴力など、女性福祉に関する相談 (電話相談可) …… 子育て応援課 ☎ 0561-56-0736 ※要事前予約

からだ・こころの健康相談 月曜 9:00 ~ 12:00

……… 健康推進課 ☎ 0561-37-5813 (電話相談可)

愛知県

女性相談員による相談 ※相談は女性のみ

月~金曜 9:00 ~ 21:00、土・日曜 9:00 ~ 16:00

弁護士による専門相談 ※相談は女性のみ

月曜 14:00 ~ 15:30 (第1・3・5月曜は女性弁護士が対応) DV 被害者に弁護士が電話でアドバイスします。

······ **2** 052-962-2528 (専用ダイヤル)

男性 DV 被害者ホットライン ※相談は男性のみ

土曜 13:00 ~ 16:00 (第5 土曜は除く) 男性の臨床心理士が相談に応じます。

法務局(人権に関わる相談窓口)

月~金曜 8:30 ~ 17:15 (5のみ 9:00 ~ 17:00)

3子どもの人権 110 番 …… ☎ 0120-007-110 4女性の人権ホットライン ……☎ 0570-070-810

⑤外国語人権相談ダイヤル (英語、中国語、韓国語、フィリピノ語、ポルトガル語、ベトナム語) ………… ☎ 0570-090-911

【編集】東郷町男女共同参画審議会

【発行・問合せ】東郷町役場 生活部 くらし協働課 協働推進係 (4 月からは企画部 地域協働課 協働推進係) 〒 470-0198 東郷町大字春木字羽根穴 1 番地 TEL 0561-56-0727 FAX 0561-38-7933

②みんなの人権 110番 …… ☎ 0570-003-110

東郷町男女共同参画情報誌



2019

新しい男女共同参画 プランを作りました!

男女共同参画社会とは

「男らしさ」「女らしさ」のイメージ や考え方にとらわれず、一人ひとり の個性と能力が発揮できる社会



「女だから○○」「男だから○○」とい うように、性別を理由に私たちの行動 や思考が制限されることがない社会

男女共同参画社会を実現するために

家庭_{では}

家事、子育て、介護などを 家族で協力してできると いいですね。



子校では

性別にとらわれず、一人 ひとりの個性を生かして いけるといいですね。



地域では

女性の自治会長が増えるなど、 地域の活動に男女ともに参画 できるといいですね。



職場では

管理職割合の男女差や 長時間労働がなくなる といいですね。



男女共同参画社会



ジャルロゴマークを作りました。

町では、平成30年3月に男女共同参画のオリジナルロゴマークを作成しました。 このマークは、色や形、大きさが異なる葉っぱで、多様性を表現しています。様々な 人々が調和し、みんなが輝ける男女共同参画社会の実現に向けたシンボルマークとして 活用していく予定です。

2019年3月発行

みんなが自分うしく 生きられる社会を目指して

部しい 男女共同参画プラン を作りました!

町では平成30年3月に「第2次東郷町男女共同参画プラン」を策定しました。 男女共同参画社会を実現するため、このプランに基づき、以下の施策を重点的におこないます。

計画期間 2018年▶ 2027年

男女共同参画の意識を 持ってもううために

講座や講演会などを開催



・教材などを作成し、小中 学校で活用します。

多様な性や生き方への理解が深まるように

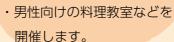
・LGBT*1など性的少数者に 関する広報物を作ったり、 講演会を開いたりします。



- ・能力開発のためのセミナーや 講座などを実施します。
- ・実際に活躍している女性を事 例として紹介します。

男性がもっと家庭のことに 参画できるように ・男性の参照

・男性の参画に対する理解を 促す啓発をします。





・町民や事業者に情報を 提供します。



・啓発や相談窓□の開設 をします。

※1 LGBT とは 性的少数者のう

性的少数者のうち、女性同性愛(レズビアン)、男性同性愛(ゲイ)、両性愛(バイセクシュアル)、性同一性障がい(トランスジェンダー)の人々を指す言葉。性的少数者には他にも、身体的に男女の区別がつきにくい人(インターセックス)や自身の性自認が定まっていない人(クエスチョニング)なども存在する。

※2 ワーク・ライフ・バランス とは

働くすべての人が「仕事」と、家事・育児・介護、趣味・学習、休養、 地域活動などの「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を 充実させる働き方・生き方のこと。単に仕事と私生活に割く時間 を半々にするという意味ではなく、すべての人がライフステージ など置かれた状況に応じて、多様な生き方・働き方を選択できる 社会を目指すもの。

※3 DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

夫婦や恋人などの親密な関係にある人、またはあった人からの身体的、精神的、性的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言・行動のこと。

29年度

9月27日(水)女性活躍推進講座

町内企業の管理職らを対象に開催しました。19人が参加し、NPO法人ファザーリングジャパン理事の横井寿史さんによる講演「管理職から意識を変えよう」を聞きました。

10月7日(土)映画会「彼らが本気で編むときは、」

性的少数者に関する講演と、トランスジェンダーが主人公の映画の上映を行い、437人が来場しました。 参加者の感想「分かりやすい講演だった」「考えさせられた」「多様性を認めていくことが大切だと思った」

11月12日 (日) 文化産業まつり

パネル「これってジェンダー平等*4ですか?」を掲示し、300人の方にアンケートに答えていただきました。 **参加者の感想**「分かりやすい」「勉強になった」「まだまだ男女平等な社会とはいえないな、と感じた」

※ 4「ジェンダー平等」とは

ジェンダー(私たちが持っている「男らしさ・女らしさ」についてのイメージや考え方)にとらわれず、一人ひとりが性別にかかわりなく平等に機会が与えられるべきだという考え方。男女共同参画と同じ意味。

10月6日 (土) 映画会 「ドリーム」

NASA の宇宙開発事業に携わった黒人女性を描く映画「ドリーム」を上映し、431 人が来場しました。

参加者の感想「感動した」「自分も頑張ろうと思った」「若い人に薦めたい」「意識改革が必要だと思った」

11月11日 (日) 文化産業まつり

町で作成した男女共同参画クイズパネルを掲示し、350 人の方に挑戦していただきました。

参加者の感想「勉強になった」「面白かった」「難しかった」「日本はこんなに遅れているのかと驚いた」

1月29日(火)LGBT職員研修

町職員を対象に実施し、47人が参加しました。講師を 務めた椙山女学園大学の藤原直子教授は「性的指向・性 自認は多様なもの。先入観や偏見をもたず、当事者に対 応することが重要です」と話しました。

2月9日(土)、23日(土)女性活躍推進講座

女性が仕事、家庭、趣味など自分が望む分野で自分らし く輝くヒントを学ぶ女性向け講座を開催し、12人が参加しました。参加者は自分の「強み」の見つけ方、人生 を楽しく生きるコツを2回講座で学びました